

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

平成28年8月15日

匝瑳市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項の規定において準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	農業者団体等
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
/	/	○	/	匝瑳市須賀地区 及び飯高地区	無	平成27年度～平成31年度	農事組合法人 房総食料センター